

第2回産業福祉常任委員会会議録

平成28年2月10日（水）

開 会 午後 1時00分

閉 会 午後 3時 1分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●町民課

①清里町税条例等の一部を改正する条例について

②清里町地域活性化推進団体に係る支援について

●保健福祉課

①平成28年度保健福祉課所管新規事業等について

●建設課

①清里町民間賃貸住宅建設促進事業概要（案）について

●産業課

①農業施設整備事業の支援要請について

②焼酎事業特別会計決算見込みについて

2. 次回委員会の開催について

3. その他

○出席委員（7名）

委員長	前 中 康 男	副委員長	池 下 昇
委 員	村 島 健 二	委 員	加 藤 健 次
委 員	河 口 高	委 員	堀 川 哲 男
委 員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■町民課長	河合 雄司	■税務収納G主幹	清水 俊行
■町民生活G総括主査	梅村 百合子	■町民生活G主査	山崎 孝英
■保健福祉課長	菌部 充	■福祉介護G主幹	進藤 和久
■保健師長	太田 富士子		
■建設課長	藤代 弘輝	■建設管理G主幹	清田 憲宏
■建設管理G主査	山本 卓司		
■産業課長	二瓶 正規	■焼酎G総括主査	北川 実

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貫 信 宏
主 査 寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○前中委員長

第2回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

それでは町からの協議報告事項について町民課から2点ほど上程されております。説明よろしくをお願いします。課長。

○町民課長

それでは最初に町民課からの協議報告事項2件につきまして、概要のご説明いたします。

1点目、清里町税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、先の12月定例会におきまして議決いただきました一部改正条例につきまして、平成28年度の税制改革大綱でマイナンバー記載の取り扱いが一部変更になりましたため、再度改正を行うものでございます。

2番目の清里町地域活性化推進団体に関する支援につきましては、若者が中心となって地域活性化に取り組んでいます団体について、平成28年度より要綱を整備しまして補助を行うもので概要について説明させていただきます。

詳細につきましては担当より説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

○前中委員長

はい担当。

○税務・収納G主幹

それでは税条例改正について説明させていただきます。お手持ちの資料1ページの表、一部改正の概要をご覧ください。第51条第2項について、町民税の減免申請書に個人番号を記載する旨の条文を削除するものでございます。第139条の3第2項について、特別土地保有税の減免申請書に個人番号を記載する旨の条文を削除するものでございます。2ページに新旧対照表をつけておりますのでご参照ください。以上で説明を終わります。

○前中委員長

只今、①清里町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。

それでは②清里町地域活性化推進団体に係る支援についての説明をお願い致します。課長。

○町民課長

それでは、清里町地域活性化推進団体に関する支援につきまして資料の3ページをご覧ください。まず支援の主旨といたしましては、記載のとおり清里町の魅力と活力あるまちづくりを推進するため、地域の活性化を目的として活動する団体の円滑な事業運営と町内外での活動を促進し、地域活性化の向上を図るため補助金を交付するものでございます。具体的には若者を中心として地域活性化、町のPRにつながる活動を行っている団体への支援を行うものでございます。既にまちづくり地域活動推進事業交付金という交付金がございますが、こちらは自治会を中心とした活動や町内で開催する事業に対して交付金を実施しておりますので、今回の支援につきましては、別に補助金として要綱を定め、団体補助と町外で行う事業補助として実施していきたいと考えております。

1番目の地域活性化活動を行う団体への補助についてでございますが、補助団体につきましては、ゆいま〜る清里を想定してございます。ゆいま〜る清里におきましては、設立以来ゆるキャラ特産品の企画といった活動とPR効果に実績と継続性が認められるということ、またグッズ販売等の収入のみでは活動費の調達が困難である実態が認められるため、今後のさらなる活動に期待しまして、団体補助として取り扱ってまいりたいと考えております。補助対象となる経費でございますが、団体の運営に係る経費といたします。ただし、人件費食料費は対象外としてまいります。補助金額につきましては、予算の範囲内で交付するものといたします。

次に2番目ですが、地域の特産品等により、まちの活性化及びPRにつながる事業を実施する団体につきましては、補助対象経費として団体がPRのため町外で開催されるイベント参加に要する経費といたします。ただし人件費、食料費等は対象外といたします。補助金の額につきましては、団体からの補助申請、申請書には年間活動計画ですとか、予算書等を添付していただいて、この金額を決定するものとし、予算の範囲内で交付してまいります。事業補助となりますので、実績に基づく精算等も行ってまいります。補助金の交付にあたりましては、清里町補助金等交付規則により手続を行っていただきます。1につきましては団体の補助、2につきましては事業への補助となっており、補助の形態が異なるため、1・2の各々補助要綱を定めることで、考えるところでございます。以上でございます。

○前中委員長

ただ今課長から清里町地域活性化推進団体に係る支援についての御説明がございました。各委員より質疑を受けてまいりたいと思います。堀川委員。

○堀川委員

今までまちづくり交付金ということで、このような活動をしている団体に補助する制度があったわけですが、事業運営まではなかなか手が及ばないということで、このような支援事業は、非常に良い事だと思います。確認したいんですけども、例えばゆいま〜る以外にもポテトパーティですとか移住者ネットですとか、今までまちづくり交付金を応援してもらいながら、活動していた団体もあるんですけども、そういうような組織団体に対しては、今までどおりにまちづくり交付金の対象で支援をしていくということによろしいでしょうか。

○前中委員長

課長。

○町民課長

堀川委員のおっしゃるとおり、町内で活動されている部分が多い団体が今2つ、ポテトパーティ、移住者ネットということで、挙げていただきましたが、こちらに関しては従来どおり、まちづくり交付金の方で創生事業としてみるのが可能と言うことで、考えております。

○前中委員長

ほかに、何かありませんか。池下委員。

○池下副委員長

この補助金額に予算の範囲内と書いてあるんですけども、町としてはどのぐらいを想定しているのか。

○前中委員長

課長。

○町民課長

まずゆいま〜るに関しましては、今のところ予算計上の額で40万円ほど考えております。ただし、今回28年度は初年度となりますので、補助申請の際に内容等確認させていただきながら決定して参りたいというふうに考えておるところでございます。それからイベントの参加経費としてみる事業費補助でございますが、こちらにつきましては、従前より産業課の予算、それから企画の予算ということで、参加経費の旅費という部分が見られておりましたので、それらを集めた中、それからプラスして参加に係るブース代ですとか、そういったものを若干見ながら現在200万円程度ということで考えているところでございます。

○前中委員長

よろしいですか。ほかに何か。伊藤委員。

○伊藤委員

完全に一致しているか解らないんですけども、ゆいま～るの話がでてきたので、質問したいと思います。ゆいま～るきよさとでキャラクターきよっぴをやっていると思うんですけども、いろんな町のイベントとか活動しているということで、こうゆう今回の補助に繋がっているのかと思っています。ただきよっぴ自体が、結局清里町の公認キャラクターになっているのかお伺いいたします。なってないのであれば、宙ぶらりんな形になっちゃっているのではないのかと。そういうことで何か検討されているかどうか。

○前中委員長

課長。

○町民課長

委員おっしゃるように、きよっぴにつきましては、まちづくり交付金の町長特認事業という交付金を実施しまして、ゆいま～るのほうで実施したキャラクターということになっておりますが、現在の正式には町の公認キャラクターではないというふうに把握しています。今後につきましては、どういうふうにするかというのはあると思うんですけども、まだ検討段階で従前の活動を逆に町の公認にすることによって妨げるようなこともあるのかなということも若干ありますので、十分検討しながら考えてまいりたいと思います。ただ十分キャラクターとして町の活性化には、寄与をさせていただいているというふうに確認はしているところでございますが、扱いについては確定しておりません。

○前中委員長

よろしいですか。ほかに、何かございませんか。よろしいですか。町民課説明を終わります。ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは保健福祉課関連。1点の提案がございますので、説明よろしくをお願いします。課長。

○保健福祉課長

保健福祉課の方からは、平成28年度の所管事業のうち要綱等をもって執行しようとするもので、新規のものを中心に本日ご説明させていただきます。次のページに事業名を掲載してございます。最初に保健福祉課福祉介護グループの方よりご説明いたします。

○福祉介護G主幹

それでは2ページ目をご覧くださいと思います。まず初め清里町福祉医療従事者人材確保補助事業についてでございます。この事業につきましては、平成20年度よりスタートしまして、開設の当初は新卒者1名につき月額2万円を補助し、5年間で実施してまいりました。その後平

成25年度より内容を改正しまして新卒者に加え、さらに継続して雇用された場合は、翌年度に限り1万円を補助することとしまして、本年度まで3年間実施経過がございます。来年度に向けまして、この事業をさらに充実したものとするために新卒者につきましては3万円、翌年度継続して雇用した場合は2万円、さらに翌々年度も雇用された場合は1万円と補助の金額及び期間を改めまして、事業の実施期間は5年間とします。こういった中身で今後実施してまいりたいと考えております。

また福祉医療従事者の職種の範囲を拡大しまして、従来の職種に言語聴覚士、管理栄養士及び栄養士を加え人材確保に努めてまいりたいと考えます。

それと次のこども子育てグループの出産祝い金5ページになります。出産祝金支給事業について御説明をいたします。本事業は新たに平成28年度より取り組む事業でございまして、清里町に出生した新生児の保護者で、清里町に住所を有する者に対しまして出産祝金を交付するものです。祝い金の支給額につきましては、新生児一人につき5万円を支給するものです。この事業を新たに取り組むこととしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○保健師長

3ページをお開きください。嚥下機能の低下予防に関する事業についてご説明させていただきます。福祉サービス事業の機能訓練事業として実施しております嚥下機能の低下予防に関する事業でございますが、目的が3つございます。1つは老化による口腔機能の変化を早期に発見し機能訓練等を実施することで、そしゃく及び嚥下機能を保持することによって、長く自立した生活を送ることができるように支援するということとでございます。2つには、脳卒中などの疾病や交通事故等の外傷などによって言語機能に障害を持った方について機能訓練を行うことによってコミュニケーションが図れるように支援することとでございます。3つ目は、口腔機能の低下の心身に及ぼす影響と予防方法の知識の普及啓発を行うことによって、町民が口腔機能を保つことの大切さを知ることとでございます。

次に実施方法でございますが、言語聴覚士によります機能訓練事業を現在も行っておりますが、実績回数を増やすこととして実施するということに加えまして、言語聴覚士による講演会の実施をしていきたいと考えております。機能訓練事業の対象者は、清里町に住所を有する言語に障害があり、事業終了後も継続的に訓練を行う必要があるものと嚥下機能の低下のおそれのあるもので町税等に滞納のないものでございます。講演会は清里町町民全体を対象として実施していきたいと考えております。実施場所は清里町保健センター等でございます。以上です。

続けて、4ページをお願いいたします。乳幼児紙おむつ用ごみ袋支給事業の概要についてご説明させていただきます。この事業の目的は、紙オムツを使用している子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることに加えまして、ごみ袋を支給する場面を子育て支援センターの職員と関わりを持つ機会としまして、育児困難者の早期発見、早期支援につなげていくことを目的としております。対象者は町内在中の0歳児から2歳児未満のものでございます。配布方法は、一人当たり30リットルの燃えるごみ用ごみ袋100枚を4回に分けて配布したいと考えております。時期は、1回目は新生児訪問時、2回目は3カ月から4カ月の健診時、3回目は6カ月から7カ月を健診時、4回目は1歳6カ月検診時でございます。なお、この4回の配布機会に欠席となった場合には、子育て状況の確認を含め子育て支援センター職員と保健師が同伴訪問し、配布していきたいと考えております。

不妊治療の助成事業の概要について御説明させていただきます。この事業は不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ることを目的としております。対象者でございますが、人工授精や特定不妊治療、（体外受精と顕微授精があります。）の治療を受けているもののうち、以下の（１）から（６）のすべての要件に当てはまるものを助成の対象として考えております。（１）法律上の婚姻をしていること。（２）夫婦ともに清里町内に住所を有すること。（３）夫婦ともに町税等及び使用料等の滞納がないこと。（４）都道府県知事が指定した医療機関で治療をしていること。（５）年齢制限は43歳未満まで。（６）特定不妊治療、体外受精、顕微授精につきましては北海道が実施しております北海道特定不妊治療費助成事業の適用を受けているものとしてございます。北海道で実施しております北海道特定不妊治療費助成事業の適用を受けているものに対しましては、上乘せの形の助成となります。

次に助成内容でございますが（１）特定不妊治療体外受精、顕微授精の助成に内容でございます。先ほどもお話しいたしましたが、北海道特定不妊治療費助成事業の適用を受けているものに乗せするものとしてございまして、清里町には北海道が実施する事業で助成された金額を控除した金額を助成するものとしてございます。特定不妊治療に該当する体外受精、顕微授精を対象としまして、採卵準備のための投薬開始から体外受精または顕微授精1回に至る治療のすべてを対象としております。夫婦合算の所得額730万円によって、助成内容を区別しております。アにつきまして、夫婦合算の所得額が730万円未満の場合でございます。北海道特定不妊治療費助成事業で助成された金額を控除した金額のうち、採卵を伴う治療を1回につき15万円を上限として助成いたします。また以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態がよい卵が得られないなど治療を中止した場合には1回につき7万5千円を上限として助成いたします。イが、夫婦合算の所得額が730万円以上の場合でございます。北海道で助成された金額を控除した金額の内、採卵を伴う治療1回につき7万5千円を上限として助成いたします。また以前に凍結した胚を用いるなど採卵を伴わない治療、状態の良い卵が得られない等のため治療を中止した場合は1回につき3万7千円を上限として助成いたします。ウにつきましては、体外受精、顕微授精になる医療費の助成は、年度内2回といたします。（２）につきましては、人工授精の助成内容でございます。これは清里町独自の助成制度となります。夫婦合算の所得額の合計が730万円未満の夫婦が1回の助成限度額を2万円とし、年間6回12万円を上限として助成いたします。夫婦合算所得額の合計が730万円以上につきましては助成を実施しません。なおこの事業の実施機関は、平成31年3月31日までと考えております。

心の健康相談につきましては、先ほど1枚もので配布いたしました資料の方をご覧くださいと思います。心の健康相談の概要についてご説明させていただきます。心の健康相談につきましては、今年度平成27年度の事業として10月からすでに実施している事業でございます。実施目的を2つ挙げております。1つは心の悩みを話すことで、気持ちの整理ができ、心の健康の保持、増進を図ることが出来るでございます。2つ目は、精神障害者、その他適用照会者を早期に発見し、早期治療ということを目的としております。対象者は、清里町民で精神障害者や適用障害などの心の悩みを持った当事者と対象者の家族や友人等周囲のものでございます。平成28年度も引き続き、毎月最終月曜日の午前中を健康相談の日と充て、年12回を予定しておりますが、12回のうちの4回を臨床心理士による相談会とさせていただきたいと考えております。実施場所は、清里町保健センターでプライバシーを配慮し、個室で実施いたします。日程につきましては、表のとおりでございます。

続きまして、心の健康づくり講演会です。8ページをご覧ください。目的を3つ挙げております。身近な問題となっている気分障害やうつ等の知識を普及し、地域の精神障害者に対する理解を深めるとともに、自殺予防の推進を図る。2つ目が心の悩みを聞く力や話し方を学ぶです。3つ目が身近な相談先を知り、必要時につなげることができるでございます。治療の対象者は、清里町民一般でございます。研修内容といたしましては、清里クリニック院長、斉藤浩記医師の講演会と心が元気になる聞き方・話し方演習を行いたいと考えております。

9ページをお願いいたします。妊婦の歯科検診事業の概要についてご説明いたします。この事業の目的は3つございます。1つは、妊娠期はホルモンの影響によりう歯（虫歯）及び歯周疾患を発症しやすくなるため異常を早期に発見し治療に結びつけるでございます。2つ目は歯周病やう歯による歯の喪失を防ぐためのセルフケアの方法について知る、自分で治療の仕方について知る機会とすることでございます。3つ目は妊娠期の歯科の健康を保つことにより、生まれてくる子供の健康の保持増進を図るでございます。対象者は、町内に住所を有し、町長に妊娠の届けをした妊婦と他市町村で母子健康手帳の交付を受け、町内に住所変更の届けをした妊婦といたします。実施方向といたしましては、妊婦に対し妊婦歯科検診受診券を1枚発行し、その受診券を持参しまして、町内の歯科診療所に受診する個別検診方式で実施したいと考えております。検診の自己負担は無料と考えております。歯科検診結果につきましては、受診券により町に報告をいただき、必要に応じ、歯科衛生士、保健師による事後指導を実施したいと考えております。スタッフにつきましては、歯科検診及び口腔衛生指導は町内の歯科診療所の歯科医師。事後指導は保健師及び歯科衛生士と考えております。歯科健診内容といたしましては、全歯の歯科審査及び歯肉状況の診察。口腔衛生状態の確認。歯科指導を行いたいと考えております。

続きまして10ページをお願いいたします。24時間電話健康相談サービスの事業の概要についてご説明させていただきます。仮称をきよさと健康ダイヤル24とさせていただきます。目的といたしましては夜間、休日の受診に伴う救急医療体制の補強とコンビニ受診や救急出動の安易な利用の予防。また急な疾病やけがの際の対処方法や介護相談などの日常町民が抱える健康や医療等に関する悩みや不安を24時間相談できる機会の提供を目的とし、保健福祉のトータル的な住民サービスの確立をはかることを目的としております。実施方法といたしましては、受託業者に委託する方式と考えております。対象者は清里町民全員でございます。実施内容といたしましては、0120から始まる、清里町の固有番号に町民が電話をかけることによって電話による健康医療相談を受けることができます。これは携帯電話からの利用も可能です。例えば電話をかけると、清里健康ダイヤル24ですと対応するということとなります。健康、医療相談サービスの具体的な内容にしましては、この表なんですけれども医師、保健師、臨床心理士などによる健康、医療、介護、育児等の相談。夜間、休日の医療機関案内。医療機関、介護など、シルバー情報の提供。医薬品に関する情報の提供でございます。これにつきましては、24時間年中無休で受け付けていただくことができます。なお相談内容の中に緊急性が高い情報があった場合には、直接電話を消防部門などに転送する連携サービスもあります。利用状況報告につきましては、毎月提供されます。また、軽度認知機能障害スクリーニングテスト、簡易認知機能確認スケール50回というのも付加されております。以上でございます。

○前中委員長

ただいま平成28年度保健福祉課所管新規事業について。8つの事業の説明がございました。

この中で、各委員より質疑をいただきますので、よろしくお願いたします。堀川委員。

○堀川委員

言語聴覚士による機能訓練の実施ということで、事業計画がありますけれども、この事業を行うに当たって、言語聴覚士の資格を持っている方が何人必要で、現在清里町には何人いらっしゃるのでしょうか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

言語聴覚士は資格をお持ちの方が少ない資格でして、これまでも清里町においては福祉サービス事業として、実は年2回しか行えていません。網走脳神経外科リハビリテーション病院のほうから聴覚士の方の派遣をいただいて行ってございました。今回は、これの回数を増やすことができそうだとところで、3回の増加で5回と考えているところであります。それから、その他に講演会ということで、なかなかお願いをしてきていただくというところで、本当ならばもっともっと開催を実施していきたいところではあるんですが、今のところできる範囲のところだと考えております。

○堀川委員

今現在清里には資格を持っている方はいられなく、外からお願いをするということですか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

私どもとしては資格のある方は把握できておりません。当然ながら清里町内の医療施設や介護保険施設等にはいらっしゃらない。

○前中委員長

他になにか。伊藤委員。

○伊藤委員

清里町福祉医療従事者人材確保事業ですけれども、2番の事業者とあるんですが、現段階で平成28年2月の状況として載っているんですが、今年の皮膚科が出来るという噂があるんですが、そこが運営された場合には、皮膚科であれば、そのの病院もこの中に充当されるという考えでよろしいですか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

当然ながら2項の事業者が診療をはじめれば合致しますので、ここはそここのところがあったものですから、2月現在というところで解りやすくと思って説明を入れさせていただきましたけど、当然ながら対象となり得るものでございます。

○前中委員長

他にございませんか何か。池下委員。

○池下副委員長

10ページの24時間電話健康相談。実施方法は委託業者に委託と出ているんですけど、具体的にどういうところへ。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

電話健康相談を行う専門の事業所です。コールセンターそのものがどこにあるかというのは、あまり重要ではなくて確認はしてございませんが、本州の会社です。営業所が札幌にございますけれど、近隣も北海道内はうちがおさえているところは、そこ1社しか入っていないんじゃないかなと。ですからここに参考例として網走市と小清水町の例を載せてあるんですが、これについても、同じ業者でございます。

○前中委員長

よろしいですか。他に何かございませんか。伊藤委員。

○伊藤委員

不妊治療助成事業の概要のところ、ご質問させていただきます。助成をうける人というか、夫婦の所得制限のところですが、730万円で切られるというか、切れない方もありますけども、730万円、その所得制限も根拠というのを聞きたいのですが。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

この3項の定める第1号で、この事業体外受精と顕微授精については、北海道が行っている事業があります。北海道の事業では、初回30万円、2回目15万円とかしっかりとした要綱が定まっています。それも730万円の所得で2つに分ける形になっておりまして、清里町で今行いたいのは、その助成では、少し自己負担がでてしまう。そここのところを清里町で何とかカバーしていきたいというところなんです。上に乗せるといいますか、補完する制度と考えています。細かな

制度についてはそれに倣った形で規定をしていきたいと考えています。

○前中委員長

よろしいですか。はい堀川委員。

○堀川委員

この不妊治療というのは、すごくお金もかかりますし、助成制度によって非常に助かる夫婦の方が出てくると思います。非常に良い制度だと思いますけれども、なかなかデリケートな問題ですし、相談したくてもなかなか相談できないような場面も想定できますので、そのようなデリケートな問題に対して、相談に乗ってあげられやすいような受け側そしてプライバシーの保護も、もちろん重要ですし、そのへんの配慮をしっかりとやっていただいて、こころの健康相談のそちらの方も同じようなデリケートな問題が含まれていると思いますけども、それも含めてプライバシーの保護とデリケートなところのケアというものをしっかりお願いしたいと思います。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

委員おっしゃるとおり当然でございます。それについては最大限の配慮を行い、それから不妊治療については、北海道と保健所との連携。これによってうちに相談があれば、保健所にも繋ぐ、保健所からうちに繋いでいただく様な間口を広くして、取りこぼしのないようにやっていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

はい、伊藤委員。

○伊藤委員

さきほど言い忘れました。それで730万円の所得制限の意味は解ったんですが、要は道で行っている助成に対して、プラスオンしていく形だと思うんですが、その中で1点だけ、人工授精のところ730万円以上については、助成がないんですね。ない物にオンは出来ないということで、無しにしているものなのか。

○前中委員長

課長。

○保健福祉課長

北海道の事業につきましては、体外受精と顕微授精の助成だけでございます。今回それに加えて人工授精というの、清里町独自でつけ加えました。これについてはまずは不妊と思われる方が病院なり受診をされて不妊治療の対策として、まず最初にこちらの人工授精のほうから始めます。これについては、この助成額は1回の限度額を2万円としているように2万円で一般的には

足りません。手出しは無いというところで2万円という設定をさせていただきました。ということですので、さらには北海道にない単独事業ということで正直言いますと730万円を超えるような対象者の中ではそうはいないだろう。730万超すようであれば、2万円で足りるようなことであれば十分に自ら負担もできるのではないかなというふうな前提のもとにこれは整備をさせていただいております。

○前中委員長

よろしいですか。今、課長の説明でちょっとあったんですけども管内的にこの人工授精の助成を実施されている自治体というのは、当町は初めてということで理解して良いんですか。

○保健師長

オホーツク振興局管内で独自に助成しておりますのは網走市と大空町でございます。人工受精で。

○前中委員長

わかりました。他に何か委員から御質問ありませんか。無ければありがとうございます。

それでは、建設課から1点提案でございます。清里町民間賃貸住宅建設促進事業概要案についての説明がでございます。よろしくお願いたします。はい課長。

○建設課長

前回1月27日に行われました常任委員会におきまして、清里町民間賃貸住宅建設促進事業の案を提案させていただきました。その中で、多くの御意見をいただきまして、一部修正した部分がありますので、その分のご説明を今日はさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが補助金額です。補助金額で申請者建て主の町内町外による補助金額の差を削除し、町内町外分け隔てなく同一としております。また補助要件の中で建設が、町内の建設業者に限定しておりましたが、その文言を排除し新たに補助金額の差を設け、町内業者の場合、平米あたり2万5千円、上限200万円。町外業者の場合はその2分の1という形で今回提案させていただきます。

その他の部分に関しましては前回説明通りとなっておりますが、いま一度全体を概略説明させていただきたいと思っております。まず今回の事業の目的ですが、記載のとおり良質な賃貸住宅の建設を促進し、町民の住環境の向上と移住定住に地域経済活性化を促進するためとしています。交付対象です。変更はございませんが対象としては、賃貸契約を締結して賃貸する戸建て2戸以上または1棟あたり2戸以上の共同住宅としております。事業期間です。これも変更ございませんが、平成28年から30年までの3カ年補助金額です。補助金額の中で、先ほど説明しましたが、平米あたりの補償金額2万5千円。一般的に例えば3LDKですと現在町で建てる公営住宅は約80平米なんです。その部分で計算しますと200万となります。それを上限として、ただし施工業者が町外の住所を有する場合にはそれぞれ2分の1。具体的に申しますと平米あたり1万2千500円の限度額100万円としています。補助要件です。補助要件につきましても修正ございませんが、1点だけ町内に住所を有する建設業者が建設することといった条件を削除しています。以上です。

○前中委員長

ただいま町民課より、清里町民間賃貸住宅建設促進事業概要案の説明ございました。委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。堀川委員。

○堀川委員

前回の計画では発注する人が町外の場合に2分の1っていうような口頭説明があったんですけども、その発注する人が町内町外っていう関係はどんなふうになっているんでしょうか。

○前中委員長

課長。

○建設課長

発注する建て主さんが町外にいるか町内にいるかっていうのは前回は差をつけているんですが、今回はそのしぼりをなくして町内の方が建設しても例えば網走の方が建設しても条件は同じで、ただ建てる建設業者さんを町内の業者さんを使う場合、違う場合で補助の金額に差がついているということです。

○前中委員長

よろしいですか。

○堀川委員

はい。

○前中委員長

ほかに何かございませんか。それではご苦労様です。よろしいですか。はいそれでは産業課より2点提案がございます。産業課長。説明をお願いします。

○産業課長

産業課所管事項について説明させていただきたいと思います。今回は農業施設整備事業の支援要請それと焼酎事業特別会計の決算見込みということで説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

1点目の、農業施設整備事業の支援要請について説明をさせていただきたいというふうに思います。1ページをお開きいただきたいと思います。平成28年の2月5日付で清里町農協よりセンチュウの蔓延防止対策施設整備および麦貯蔵施設の整備にかかります農協負担に対する支援要請ということで受けたところでございます。

事業の概要であります。1のセンチュウ蔓延防止施設等整備事業につきましては、平成27年度のTPP関連補正予算を活用いたしまして、国庫補助2分の1以内の事業名が甘味資源作物産地強化緊急対策事業のいも類産地確立支援事業でジャガイモシロシストセンチュウ蔓延防止のための施設等整備支援事業を活用した事業であります。事業の内容ですが、澱粉工場施設設備といたしまして、車両洗浄設備1機と遊離土砂の加温殺菌施設が1機。種いも団地の施設としまし

て車両洗浄設備1機の整備であります。概算の事業費でございますが、2億655万円で、うち国庫補助の部分が9千912万5千円であります。なお事業費につきましては、契約前の数字でございますので、これにつきましては概算の数字で、今後金額の変更はあり得るということでございます。

2の麦貯蔵施設整備事業であります。こちらにつきましては農協の単独事業ということで現在整備を進めている事業でございますが、事業の内容としましてはサイロの増設工事やりましてサイロ6基の建設で、3千300トンの規模となっております。概算事業費では3億9千万ということで、これにつきましてはすでに契約が終わっておりますので、金額的には確定しているのかないうふうに思います。全体事業費で5億9千655万円となりまして、国庫補助差し引いた4億9千742万5千円。こちらが現在のところの農協負担額ということになっております。一応事業の要請内容ということで説明をしていただきます。

○前中委員長

ただいま農業施設整備事業支援要請についての説明がございましたけども、各委員より質疑等を賜りたいと思います。何かございませんか。はい、池下委員。

○池下副委員長

2番の麦貯蔵施設整備事業の方で、3億9,000万。これもう確定しているって話だったんだけども、これに対しては国の補助金っていうのは一切ないんですか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

2番の麦の乾燥貯蔵施設、この関係につきましては、すでに何度か国の補助を使いながら麦乾の整備をさせていただきました。その中でいろんな事業を活用させていただいているんですが、そこで費用対効果部分の過去の実績がまだクリアできてない部分がありまして、その補助金の新たな追加という部分で採択が非常に難しいというところがあったもんですから、何度か道、国の方とも協議をさせていただいたんですが、なかなかその事業にのれないという部分ございましたので、農協さんともいろいろ協議した中で農協さんの事業的に急ぐという部分あったもんですから、今回農協の単独事業での事業整備という形で進めた経緯です。

○前中委員長

はい、池下委員。

○池下副委員長

ここにサイロ6基、3千300トンって数字的に出てるんですけども。現在農協で抱えているサイロっていうのは何基あるんですか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

現在サイロとして抱えているのは13基ということで、図面上記載をさせていただいておりますんで、それにプラス6基という形になります。

○前中委員長

はい、池下委員。

○池下副委員長

13基あって、これに対して6基増やすってことは大体数量としては3分の1程度を増やすという約半分ぐらい増えることになりましたけども、実際麦の貯蔵ってというのはそんなに一気に要するに1倍から1.5倍になるものなんでしょうか。どうなんですか、そのへんは。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

この関係につきましては、現状の神威の施設の部分で今13基という形で、6基増やすということなんですが、その他にも麦乾施設ございます。それらが本来は活用できる数の中でカウントされているという部分はありまして、現状はその部分が活用できないというような状況もありまして、それを踏まえた中での6基という形で入れ替えを建てかえというか、それらも含めた中での6基という形になっていきます。それと収量、麦の収量が昨年に関しては、今までのない収量という形もございました。明年についてもそういう収量が考えられる収量でございますので、これに対応すべき増設ということで。

○前中委員長

はい、池下委員。

○池下副委員長

私はこれ要請書もきていますので反対するとかそういうことじゃないんですけども、今後例えばTPPが発動になって、外国産の麦自体が大量に日本国内に輸入されるっていうことになった場合後々、こうやって6基云々っていうよりも、あの時のやつはいらなかったなっていうふうなことになるために、ここは皆さん農家の人も多いわけで、議会としても十分議論する時間をつくった方がいいと思います。

○前中委員長

課長。

○産業課長

ただいまのご質問の中で、将来的に無駄にならないようにというお話でございます。清里町の主要作物3作、いも、ビート、小麦というところで、この3作の輪作体系を進めていかないと病害虫の関係の関係もございまして、3作の輪作体系というのは、今後も続いていくのかなというふうに思います。それで麦の面積については、今後もそんなに減少になるというふうには我々も思っておりませんので、今後3作の輪作体系を崩さないなかでの維持というところで施設の整備を図っていきたいと思います。

○前中委員長

他にいいですか。はい加藤委員。

○加藤委員

事業そのものが町の事業でない、農協自体の事業ですからこれにいちゃもんつけるわけでもないし、基本的には今池下委員のあった部分、昨年の増収と同時に昔工場があった清里の機械センターの横の施設も実際は使ってはいけない施設を使っていたというのが現実の中で、将来に向かって限界が来ちゃって、収量が伸びた。いよいよどうすることもできないという状態の中で、この増設問題が緊急を要するという形になったんだと思いますが、過去の推移を見たときに、今課長の答弁にもありましたけど、2回3回と補助事業対象でやってきた時にそれを大きくつくりたくてもつけれない事情の中でこの国の施策なり道の推進なりっていうのは非常に歯がゆいものがあるって、最終的に本当にとれた時にどうするんだと言ったときに、現実問題として自費でやらんとならんっていう状態に入ったと思うんです。こういう中で基本的にこれからの清里町の環境の中で、TPP問題もあるわけですから3作の中におけるTPPが入ったからこそ逆に麦類が占める割合っていうのが非常に多くなってくるのかなと。コスト軽減だけのためにもあるいは清里町全体の産業、経済に関しても大きな問題だろうと思うんで、逆に言うと私もちょっと情けないんですけど、補助事業はだめだと。でも町独自でこの事業を展開するとしたときに、過疎債の運用が可能だったかどうか、ちょっとこの辺勉強不足だとか、わからないんですけど、このへんどうでしたか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

事業の推進の中で、自己負担の部分についての部分は過疎債等の対応は可能かと。過去にもそういう部分で対応していたところはあるというふうに私も認識しています。

○前中委員長

はい、加藤委員。

○加藤委員

事業採択になった事業における自己資金の部分が過疎債の活用になるのか。あるいは補助事業

対象でなくとも清里町単独で事業を展開したときに一つの形の中で過疎債の活用ができるのかどうか、これは後者の部分可能だということなんですか。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

今まで補助事業の補助残、要はその分についての過疎債の活用、起債の活用という形でさせていただいたのが実情でございます。実態として単独事業の部分でも、これは活用が可能な範囲であるのかな。ただ過疎債の総体的な枠の問題もございますので、その中で補助事業絡みの事業それと全体の中で予算の範囲内であれば過疎債等の活用は十分に可能だというふうに考えています。

○前中委員長

加藤委員。

○加藤委員

そういう中では農協主体だけでも、早急な要件を要するかもしれませんが、私の個人的な考えですけども、逆を言うと町の事業としてやっていくよという形の中でその部分における直接的な町の負担を出さない状態でいくっていう方法も当然のようにあるのかな。残りの3割の部分については逆にJAにきちとした方法での返還、あるいはその返還というか施策やいろんな形の中で受けていくという状態の方法をとっていく。これ要請書が来ていろいろな形があるんですけども、この時に単純に受けて町が半分出して事業展開していくとかというパターンじゃなくて、将来にわたって清里町全体が経済的に負担を負わなく、そしてそのことがスムーズにいくような方策が他にないのかどうなのか。そしてそのことであって今日の清里町の財政負担の割合の中においても、過疎債の範囲内で処理できる方法があるとするれば、実質的な負担増は極力避けられる方法もあるんでないかな。

ただ農協は今年度中にすぐ事業採択という形になっていて、行政ももう新年度予算の計画をしている中で、そのことが間に合うのかどうなのか。この部分はあると思いますが、まだ時期的には単独でやるということであれば、大いに可能な部分もあると思うんで、最終的にJAが単独でやってしまってからこういう方法もあったよねということのないように。

そのためにはJAがこれからの清里町の将来を考えたときに、自分たちだけでなく清里町全体のためにどういう形でそのことを返していけるのかということは、過去に補助事業の中でサイロを建てて町主体でやってきたっていう事実があります。その場合においては、固定資産の免除といいますが、そういう部分も現状としてある。そして今回もしそれをやるとすれば、そこにおけるその金額相当分、そういうものはやっぱり清里町全体にどういう形であろうと返していきいいますか、明日の清里を築くために収支をしていく部分ではないかな、このように思うんで、この部分はもうするっていうふうに決まっているわけですから、これに対して要請が出てきたという環境の中で、可能な限り要請ができる範囲内と方法について早急な対策を練るべきでないかなと私はそのように思います。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

今回事業概要ということで説明をさせていただいたところでございますが、この関係何らかの支援はしていかなければならないだろうというふうに町の方も考えてございます。その細かい内容につきましては後程協議をさせていただきたいというふうに思っております。過疎債の活用の部分でございますが、他の補助事業の関係もございまして、公共事業の補助事業の関係もございまして、その財源の部分もございまして、全体的な事業の中身を見ながら支援策等については検討しなければならないだろうと思っておりますので御理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

他に何かございませんか。よろしいですか。それでは引き続きまして、②焼酎事業特別会計決算見込について御説明願います。担当。

○焼酎G総括主査

それではご説明いたします。2ページ目お開きください。平成27年度焼酎事業会計歳入歳出の内訳見込みとなっております。上段の表、こちらが歳入の内訳となっております。歳入の主なものといたしまして、焼酎等の売払い収入現計の収入調定済み額で8千395万6千円となっております。2月3月の今後の収入予定を650万円を加えた分で、本年度収入総見込み額は、9千45万6千円となっております。一般会計繰入金の戻入分で48万1千円を計上しております。こちらは、人事異動による給与手当の繰入対象分についての差額精算分となっております。その他繰入金を加えましての歳入の収入見込み合計につきましては、合計1億2千630万3千円となっております。

次に、下段の表こちら歳出の内訳となっております。予算書の本来のつくりと若干違いますが、後程3ページの方で説明いたします、見込みの表に合わせて作成しております。まず歳出内訳左側は項目になっておりまして、上段から労務費、材料費、製造経費となっております、それぞれに内訳がございます。次の列からは予算額支出済額でこれからの支出見込額、支出額は支出済額と支出見込額の合計という形になっております。構成比率としましては全体の中で労務費が約30.5%、材料費につきまして40.7%、製造経費につきまして28.8%となっております、一番右側はそれぞれ後程説明いたします表の振り分け先という形になっております。

内訳ですが支出見込みの方で説明させていただきます。労務費につきましては、職員人件費が支出合計2千872万6千円。臨時職員人件費こちら事務及び施設管理部門製造部門合わせまして976万8千円となっております。材料費、こちらの方製品を製造するための資材といたしまして4千112万1千円。ラベル等の印刷費の方で684万1千円となっております。焼酎の原材料、じゃがいも、大麦などの原材料費といたしまして、330万2千円となっております、材料費合計で5千126万4千円となっております。次に製造経費となっております。こちらの方は主な項目といたしまして、光熱水費、燃料費、備品購入費、あと広告宣伝、酒税などの経費のものとなっております、合計で3千634万5千円となっております。歳入見込みこちら1億2千630万3千円に対しまして、歳出見込み合計1億2千610万3千円となっており、差

し引き20万円ほどの余剰の見込みとなっております。この余剰分につきましては、今後どういう取り扱いを行うか協議をさせていただきたいと思っております。

続きまして3ページをご覧ください。平成27年度製品原価見込みといたしまして、利益計算という形で行っております。これは1月末現在での数値に基づき予測作成しておりますので、精算時には変動はあるかと思っておりますが、見込みということで御了承願いたいと思っております。

上段の表につきまして売り上げのみの利益計算という形になっておりまして、下段の表は全歳入での利益計算としております。左側から材料倉庫、工場製品倉庫、最終となったつくりとなっておりますが、まず材料倉庫につきましては、製品を製造するための資材瓶やキャップ、そしてラベルシールとかそういったものとなっております。次に工場であります、これはその資材材料を使いまして製品を製造する場所でありまして、ここから製品が生み出されるという形になっております。なお樽やタンクに貯蔵しております焼酎の在庫こちらにつきましては、この8番9番にあります、仕掛というものに計上されております。製品在庫の部分につきましては製品の在庫貯蔵でありまして、こちらまだ出荷前に製品となりましたものが出荷前で倉庫に置いてあるものを計上されております。差し引き出荷されたものが最終の売り上げとして計上されるという全体の流れになっております。それでは詳しい内容をご説明いたします。

まず上段の方の表でご説明いたします。①期首材料であります、これは4月1日、今年度始まったときに前年度から繰り越された材料の総資産額という形になっております。なお、この材料につきましては評価額としまして購入単価と数量で計算しております。こちらの方は材料総すべてのものとなっておりますので、使用していないものとかそういったものも全て計上されている状態となっております。こちらの方が前年度繰越分としまして633万8千円となっております。

次に、②仕入につきましては、4千796万2千円となっております、これは今年度購入予定の資材費となっております。先ほどの表での需用費、隣の2ページの方にありました需用費の部分の金額となっております。③こちらが期末材料という形で1千741万円になっておりまして、こちらの方は年度末に残るであろう資材の評価額という形になっております。これは来年度の期首材料という形になり、来年度に繰り越されることとなります。この期首材料と仕入れた分から期末材料、本年度残ると思われるものを差し引いたものが本年度使用する資材となり、④隣の工場の方の④になりますが、こちらの材料費としまして工場に受け渡しされる形になります。材料費なんです、4番材料費、こちらの方3千689万円。こちらに製造に係る臨時職員人件費であります⑤労務費828万1千円で、製造にかかる燃料費、光熱水費など⑥製造経費829万5千円となっております、この合計が⑦総製造費用となりまして5千346万6千円となっております。そこに8番、期首仕掛4千648万6千円。これは先ほど申し上げましたが樽やタンクに貯蔵しておりますお酒の焼酎の原酒という形になっております。これの焼酎の在庫となっております。で、⑦の総製造費用と⑧の期首仕掛を合わせたものから、翌年度への在庫の残量。これが⑨の期末仕掛かり分4千38万8千円。こちらを差し引いたもの5千956万4千円が、隣り製品倉庫の製品製造原価となっております。これはすべての製造にかかりました合算した原価という形になっております。⑩こちらの製造製品、製造原価が製品倉庫に入りまして⑪の期首製品こちらは4月1日現在本年度始まった年度当初の4月1日現在で倉庫においてあった繰越分の製品の在庫。893万9千円と合わさりまして⑫番の翌年度へ繰り越す製品在庫の期末製品1千43万1千円と差し引かれたものが実際に売り払われた製品分としてカウントされます。これが最終の方に受け渡します⑬の売り上げ原価5千807万2千円となり最終に持ち越される形にな

ります。先ほどの売り上げ原価⑬の方なのですが、5千807万2千円と販売費、一般管理費6千803万1千円が焼酎醸造所の1年間の製品の総原価という形になります。こちら⑭番の方、販売費、一般管理費につきましては通常間接費としまして、直接製品の製造には関わらないものなのですが、販売促進や事務所経費、こういったものとして計上されることとなっております。15番の原価で1億2千610万3千円から売上を差し引いたものが16番の利益となります。

最終利益につきましては上段の表、売上みの利益計算では3千564万7千円の赤という形になっております。下段の表の同じ16番の方をご覧ください。こちらは利益として20万円計上しております。上段につきましては、先ほども申しあげました通り売り上げみの利益計算となっておりますが、下段の方は繰入金との営業外収益を加算したものとなっておりますので、こちらが総収入から差し引いた最終の利益計算となっております。以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま平成28年度焼酎事業会計歳入歳出見込みについて説明がございました。委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。何かございませんか。

○河口委員

中身を消化しきれないでいるんですけど、大きくは理解しました。非常にそういう面では一つ前に進んだのかなというふうに私自身は思っておりますけれども、問題は今年度から増産で製造が倍になっていきますよといったところで、これからが一番大事な部分になるのかなと思います。その中で製造工場の更新だとかが出てきたときに、数字合わせの綱渡りがやっとう数字に出て来たんだと思うんですけども、製造が倍の65キロでしたっけ。今年度から倍になるんですね。製造量っていうのが違いましたか。前に最終的にその辺含めた長期的一般経費については収支合わせますよっていう町長自らの答弁いただいておりますので、さらなる製造経費って言いますか、生産性を上げていく工夫をぜひやっていただきたいなど。

○前中委員長

課長。

○産業課長

ただ今の27年度の決算見込みということでこの関係につきましては、また23日の補正予算の絡みの部分でこれの中身の数字で報告させていただくという形になろうかと思っております。

全体の事業として、今の予算の部分でプラマイいたしまして330万ほどの増額補正という形が27年度最後は出てくるのかなというふうに思っております。今現在での予想の売り上げ収入というところで最低限の数字をここで記載をさせていただいているところでございますが、この関係につきましては、今後2月3月の売り上げの数字の部分で動きがあるのかなというふうに思います。2月まではまだ伸び代があるというふうに我々も考えているんですけど、3月につきましては昨年の状況からいきますとほぼ現状の売り上げの数字のところまできているのかなというふうに考えている部分がございます。それらを合わせまして歳入欠陥にならないような形で予算見積もりを出させていただきます。それと28年度の製造関係に向けまして委員からもありましたように製造量の倍増といえますか、今までは25が28は現在40キロ製造予定というところで

ございます。そのあとにつきましては65ということで推移をしていきたいということで、委員会の方にもそれぞれ報告をさせていただいているところでございます。その65の推移の中で採算がとれるラインあとは価格の問題、いろいろ出てきようかと思えます。そういう部分あわせまして今後検討させていただきたいというところでございます。

それと設備整備の関係なんです、この関係につきましても現在いろいろと特殊な機械なもんですから、なかなか実際の整備の金額等はじき出せない状況であります。それらも含めまして、生産性上げた取り組みというところで製造消耗品機材関係ですね、こういう部分の大量仕入れによる単価の見直しという部分も再度納入業者とも協議をしながら、鋭意進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○前中委員長

何かございませんか。加藤委員。

○加藤委員

やっと概略でこういう数字が出てきたんですね。担当者は今年初めての状態で、課長はこれを見てどういうふうにしてかないとならんかというのは想像がついていると思うんです。

この3ページの上段の部分で実質繰入、一般会計からの繰入がなかったとしたら概算で、単年度で残るもの。前年度引き継いだもの。今年度の在庫分を引きぬいて単年度で3千500万マイナスですよと現実に出ています。ということは、一生懸命売った今年度が1年間で3千500万マイナスだったよという現実を踏まえて、一般会計からの繰り出し3千447万8千円を繰入れて、最終的にまあまあありますと。ただこの時には、明年度における瓶代がちょっと残っていますよという実態がそこにあるだけの話なんです。そうすると特産品であるこの焼酎事業の中で清里の売名行為をした。そして第1次産業である農業の芋代と、芋代でいくと100万ちょっとしかないんですよ。あと大麦も清里産で無いんで、そうするとあと清里産の波及効果というところだと。ここに出てくるのは人件費の分だけなんです。それら焼酎を売って売れた利益っていうのが全部ここに入っていて年間3千500万のマイナスですから。だから焼酎の原料代と人件費を多く見て1千万みたと。効果は小売店の利益まで入れると1千500万まで町内部分でいって言ったたらちょっと難しいかな。ざっと計算すると1千万ぐらいの効果だろう。そうすると単年度で2千万のマイナスが起きている現状の中で、これから2億をかけて設備投資をしていくよと。そして最終的に60キロにしていくよとなったときに、こういう現実を町民の皆さんに知らせた時にどういう数量の焼酎生産をしても良いのかという部分って出てくると思うんです。毎回言っているんで、もう言いません。

これらを見て町民の皆さんに理解もできるような設備計画なり収支計画をどうしていくのか。焼酎で儲けなくても良いとは言っているけど、赤字をしてまでやれと言って、議会はどこまで認めるのかってことです。それは議会でなくて、町民の皆さんがどういう形で納得してもらえるのか。そのことを十分踏まえて事業の展開前へ進めていただきたい、私の個人的見解です。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

ただ今のご指摘の部分で効果の部分でございます。記載のとおり正味のところ売り上げと総原価の差し引きで3千560万円のマイナスという形になったのは実態でございます。この中に一般会計から繰入という部分で3千300万の繰入をいただいているというところで、この部分がなければ焼酎会計の部分についてはかなり厳しい状況にあるという部分は実態でございます。

それと焼酎の販売によります波及と言いますか、それなりの経済効果、職員の雇用だとかそういう部分もございます。それらのところ加藤委員からもご指摘いただきましたが、それらを含めて1千500万というようなお話いただきました。その程度の部分で済むのかという立証できないところもあるんですが、売り上げに関しましては、何とか採算のとれる形にもっていきたいと思っているんですが、やはり課題となっております価格の問題と製造原価の見直しによりますコスト削減と言う部分。これ等も含めた中で検討していくというところで、少しでも利益のところのマイナスが減るような形で運営をしていかなければならないのかなと。プラマイゼロになる。これが、理想の形であると思っているところでございますが、なかなか職員の人件費と雇用の分までなかなかクリアするのは難しいのかなと。

焼酎価格の改定につきましては、町民の皆様の意向と言いますか、単純に値上げをして、皆さんがご了承いただけるかという問題もあろうかと思えます。焼酎を幾らあげれば良いのかという論点と町民の皆様にも飲んでいただける価格の設定。これらも含めた中で、検討していかなければならないのかなと。そのへん、踏まえまして検討させていただきたいと思えます。

○前中委員長

加藤委員。

○加藤委員

課長の言わんとすることは解るけど、もう1点町民にお知らせしないとならないのは、1年間つくって収支がどうかということをきちっと提示しないと駄目ですよ。逆に町内向けにこの数字をもっと具体的にわかりやすく、1年間焼酎がこれだけ売れました。皆さんの努力です。感謝すると同時に年間で今の価格ではこれだけの経費がかかって、赤字になっていますときちっと提示をしないと駄目ですよ。マイナスになっている収支を提示しないで皆さんに飲んで親しまれる、安い価格はどこまでかって、そんな論戦で将来この負担を誰が背負っていくのか、町民が背負わなければならないんですよ。これから人口が減って、それでなくてもいろいろな形の中で経費の増大がたくさん出てきているときに、清里の公共事業の施設やそういうものをどういうふうに見直ししていくか、経費をどうやって抑えていくかという努力をしていかなければならない時に焼酎事業が足を引っ張るんではだめなんですよ。明日の清里のために元気をつけてもらえる焼酎事業でないとは駄目なんですよ。その時に利益はでなくても良いけど、負担割合がどんどん増えるようではだめなんですよ。これでいくと北海道清里にした前よりも悪くなっているわけですから。3千万という状態は。冷静にここ3年なり4年間の分析をし、銘柄を変えてこれから設備投資に2億かけてやろうとするわけですから。そうだとしたら、そのことが本当に60キロのままいくべきなのか、40キロにすべきなのか、コスト的には将来負担はどのぐらいの状態、一般会計の持ち出しはどのぐらいでやっていくのか。なおかつ焼酎を無くさないでいくためには、どうしたら良いのか。早急にいろんな角度の中から、提示してもらわないと困ると思えますよ。

昨年の3月の定例会のときに5カ年の計画を立てて提出しているんですよ。それを2年目でかけ離れているわけですから。実態が大きく変わっちゃったわけです。そこに修正をかけていかないとならないし、焼酎を上げないと言うんだったら、上げないでいくためには3千万毎年マイナスですよと皆さん理解くださいよってやっていかないと駄目なんです。ここでもうちょっと詰めていけば、販売経費にどれだけ金をかけているのか。ここに出てきていない販売経費。町民の皆さんや職員や一般市民が一生懸命売ってくれた部分の経費って出てきてないですよ。本当に町外にも売ることが大切なのか、PRは大切だけど、買いに来てもらうのは清里しか売らないという方法だってあるんですよ。どうやって焼酎を残しどうやって経費の削減を図って帳尻を合わせていくか。設備投資の分は一般会計から持ち出しでも仕方ないでしょう。でも、その設備投資の仕方や方法普通のキャップ式のラインも残しながら、またダブルで、予算組みをしていくのか、いろんなことがあると思うんです。真剣にそここのところはやっていると思うんですが、収支の度合いやその辺をどういう形でこれから焼酎事業を守っていくのか。その原点はこの部分だけでいきますよというのをきちっと明示しないと。これ毎年マイナスで仕方ありませんでしたって言うっちゃうんです。だけど、最終的に無かったら町民の皆さんは受けるサービスが受けられなくなるわけですから。もうやめます。

○前中委員長

課長。

○産業課長

ただいまご指摘の部分含めまして、内容については、検討させていただきたいと思いますので、ご理解していただきたいと思います。

○前中委員長

河口委員。

○河口委員

今の加藤委員の延長になるようで恐縮なんですけども、確かにもこういう数字になりました。問題は、利益のところの3千524万7千円は、結果のことです。ただ過去40年間でどういう結果だったのかというのは、当事者が一番わかっていることで、町民が一番わかってないということなんだろうと。これ今年売れたから解決するのかというと、先ほど言われたように収支のバランスがとれるようにという言葉だけなんです。現実はどういかな。倍の製造になってくると、さらにこれが膨らんでくるだろうと。

問題は、目標が立っていないから。利益のところを最低でも2千万に抑えるためにどういう事業をやっていかなきゃいけないのか。2千万から1千800万、1千万、ここに目標を持たないと。売り上げを上げる目標をたくさんつくる。当然売り上げをたくさんつくるには、製造しなければならない。そちらもあるけれど、結局大事な部分の利益が特に何も目標を持ってこなければ、意味がないと。ぜひこの辺は、今年3千5百であったら、来年は絶対に2千万に抑えるんだとか3千万以内に抑えるんだと、ここに目標をひとつ置いてほしい。そのために売り上げはどれだけ減るんだという数字が大事な部分だし、当然これから製造するためにどうするか、ここの利益と

いうところをどうやって抑えていくか。私は、1つチャレンジで2千万だと思います。2千万を町民の方にどうやって説明するか。そして、この焼酎が将来とも続けていけるような環境づくりをしていかなきゃいけない。せっかく一生懸命頑張っている担当者、一所懸命やっていますが、こういう議論しかいかないと。マイナスの予算というのは、苦痛かもしれませんが、頑張った指数はここに出していかないとだめなんだろうと思います。ぜひその辺ちょっと視点を変えて、目標値をまた別に表でつくっていただければと思います。

○前中委員長

課長。

○産業課長

ただ今の関係でございますが、利益率をあげるという部分で現状の部分でいきますと、かなり利益率の薄い実態があります。その中で利益率を上げるには価格の解消なり、資材の仕入れ値を下げるとかいろんな手法があろうかと思えます。利益の無い事業経営というところで検討し、この関係につきましては、そういう形で行っていきたいと思っているところでありますので、価格の改正の関係を皆さんと協議をしながら、改正等行っていきたいというふうに思うんですが、その部分、実際どこまでの部分が正解の形なのかっていうところがなかなか見えない部分もございます。我々もなかなか市場調査などは出来ていない部分がございますので、実態的に今の価格で売れているから、上がった時にどういう流れになるかというところ、本来ですとそういう部分をリサーチしながら決定できればと思うんですが、そういうお金をかけると言うと、焼酎会計を圧迫する形にもなりますので、それらの決めた中でどういった形で検討するのが良いのかを含めて、協議を重ねてまいりたいと思います。

○前中委員長

ほかに何かございませんか。田中議長。

○田中議長

焼酎事業会計は、今年これだけ売れてこういう状況で続けていくと、3千500万ぐらいの繰入が必要だということ。これを永遠に続けて焼酎事業を続けてきた。この価格でこれだけ努力して、永遠に続けていくのか。町民の皆さんに理解を貰って続けていこうとしているのか。消費税の10パーセントの時に値上げするとは話もあるけれど、本当にこれで良いのか。トップの考えだと思ってるんで、本当に皆一生懸命にやってこのままで良いのか。もっと努力したら、もっと中身が良くなるのか。これから2億を設備にかける。そこらへんは、職員重々解っているんだろうから、答弁はいらないんだけど。

○前中委員長

ちょっと休憩しますか。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時51分

○前中委員長

休憩を解きます。何か。各委員より質疑。河口委員。

○河口委員

1点だけ確認させていただきたい。今後は65キロに向かって進むわけですがけれども、今年売った分は過去の製造されているものを売っている。常にその部分をこれからどんどん進んでいったときに65キロで収支のバランスはとれるということで計画されていた。65キロで売れば、このマイナスはなくなるという数字なのか。

○産業課長

65キロ販売という部分で、現状価格で販売した時に最低限ルール分の繰入れ等いただいた中では、なんとか採算がとれるラインだろうというところでの65キロという数字を提出させていただいたということで。

○河口委員

繰入は幾らを。

○前中委員長

課長。

○産業課長

繰入の分につきましては、一般の職員、現行で行きますと2名の職員分ということで、繰入していただいて、現行が1千800万。技術者以外の人件費という1千800万が繰入の数字という形になっています。年々職員の給与も上がっていきますので、若干増減あるかなと思いますが、1千800万から2千万円程度のレベル。繰入を見込んだ中での計算ということで計上させていただいたところです。

○前中委員長

他になにか。堀川委員。

○堀川委員

清里焼酎が生まれて40年経って、瓶のリニューアルをされて、焼酎にとっても転換期を迎えたのは事実だと思います。その転換期に上げ潮状態が来ていて良い機会なのでやっぱり頑張っていくべきだと思いますし、町のPRにも十分役に立っていますし、売ったら売っただけ赤字では無いはずだと思うんです。どっかで65キロリットルを製造して頑張って売って、1億2千万、1億3千万までいったら利益まで出なくても、だんだん赤字というのは減っていくはずなんです。ですからそれが減っていかないとしたら価格に問題があるというところにたどり着くはずなんですけれども。だったら価格を上げて、なおかつ逆風もありながら売っていくという方法しかないと思うんですね。ならば、赤字だからやめるという議論ではないですけども、後ろ向きな議論ではなくて、また前向きな議論。どうやったら赤字幅を少なくしていけるのか、どこまで売れば理

解して貰えるラインまで辿りつくのかというところで抑えながら、みんなで努力していけるような方法で焼酎事業について取り組んでいただかなければと思うんですけど。

○前中委員長

課長。

○産業課長

ここに提示した部分これだけの赤字がでていう実態、この部分については隠していたつもりはございませんが一般会計からの繰入については、ご理解いただけるというふうには思うんですが、数字として表で表したのが今回初めてというところなんです。これが実態であることはご理解いただきたいと思います。今後もいかにこの部分を少なくしていくかという部分もございまして。今の価格体系では、どうしても無理だとこれらもあろうかと思っておりますので、価格の改定を検討していかなければならないと思っています。先程、酒税のどのぐらいだというお話が合ったんですが、大まかなところで、1リッター当たり25度計算で160円。65キロ、例えば売れば、単純に計算して1千40万円が発生する。大体そのぐらいの。

○勝又委員

税金ってどんな酒税会社も皆同じなのか。

○産業課長

アルコール度によって違うんですが。焼酎、ウイスキー、ビールによって価格も違いますし、一応単純に我々が計算すると25度に換算してこの数字出しています。だいたい1千万ぐらいの税金は、毎年必ず掛かって、プラス消費税という部分もあります。

○前中委員長

他に何かございませんか。機器等更新の関係の話も今後考えていかなきゃならないってことで、先ほど課長からもあったんで、それと私の方から、その経営改善のアプローチどのような手法を担当の焼酎事業で考え、ある程度明示していただきたいなど。価格の問題、これは普通の中では損益分岐点手法の中で、黒字化させるとあるんですけども、なかなか行政の難しい部分もありますけども、そういうような形の中でどのような経営改善ができるかも、今後ちょっと中で内部協議していただきたいなど。私からの案件として扱っていただきたいと思います。

○産業課長

更新の部分。今2億という概算の数字を出して計算でございます。実際ふたを開けると3億、4億になったというような話にならない様に、この関係については専門的な部分を確認していかなきゃならない部分がございますので、今の数字の中での見通しというところで、確認いただく形になろうかなと思います。経営の改善の関係も含めて23日に整理をさせていただき、報告させていただきます。

○前中委員長

これで終了したいと思いますですがよろしいですか。それでは産業課所管の案件全て終了いたします。ご苦労様でした。

○前中委員長

2. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

2月23日です。

○前中委員長

2月23日次回開催することをお願いいたします。

3. その他。ありませんか。

○議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第2回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午後3時 1分)